

# I はじめに

---

- 第4次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン2023）は、食育基本法に基づき策定するもので食育に関する施策を総合的に展開するための計画です。
- ここでは、計画策定の趣旨や、食育基本法、かながわグランドデザイン、市町村食育推進計画との関係等をお示しします。

## 1 計画策定の趣旨

## 2 計画の位置づけ

## 3 計画の期間

## 4 計画の対象区域

# 1 計画策定の趣旨

本県では、食育基本法及び国の食育推進基本計画にそって、平成20年3月に「食みらい かながわプラン（神奈川県食育推進計画）」を策定し、その後、平成25年3月に「第2次神奈川県食育推進計画」、平成30年3月に「第3次神奈川県食育推進計画」を策定し、関係機関、団体等と連携しながら、「食育」を県民運動として推進してきました。

その結果、農林水産業の体験や伝統ある食文化を伝えていく機会や場があることに満足している県民の割合や、地元でとれた新鮮な野菜や魚を食べられることに満足している県民の割合が増加するなど、神奈川の食に親しむ県民が増えてきました。

しかし、野菜摂取量の不足や、朝食の欠食率など、食をめぐる課題は依然として残っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は食にも影響を与えており、対面での活動の自粛などから、食育の推進に関わるボランティアの数は大きく減少し、食事での感染対策のための黙食・孤食の推奨により、共食回数も大きく減少しています。

こうした状況は、令和3年3月に策定された国の第4次食育推進基本計画においても課題とされており、重点事項の、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進等の観点を踏まえ、本県の特性に合わせた食育をさらに推進していく必要があります。

「食」は命の源であり、私たち人間が生きるためには欠かせないものであることから、未病を改善するための重要な要素としています。県民一人ひとりが食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することが、生涯を通じた心身の健康につながります。

また、「食」は、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な行動の上に成り立っており、そのことへの感謝の念や理解を深めることが、持続可能な食につながります。

そこで、「食」を通じて、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第4次神奈川県食育推進計画(食みらい かながわプラン2023)を策定しました。

## 食育基本法に掲げられた基本理念（第2条～第8条）

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

## 「食育」の推進について

- 食は命の源であり、食がなければ命は成り立ちません。  
私たち人間は、長い歴史の中で食についての豊かな知識、経験、文化を築き健全な食生活を実践しながら、生きる力を育んできました。
- しかし、昨今の社会経済状況の変化のなか、食習慣の乱れや生活習慣病の増加等、食をめぐる様々な問題が生じています。  
食育基本法では「食育」を次のように位置づけています。
  - ① 生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの
  - ② 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること
- 国では、国民運動として「食育」を推進するため、食育推進基本計画（平成18年3月策定）において、毎月19日を食育の日、6月を食育月間と定め、PRに努めています。
- こうした国の取組と連携しながら、「食育」の大切さを多くの県民の方々に知っていただくとともに、市町村、県民・関係団体・事業者等の方々と一体となって、食育推進に向けた取組を進めていきます。

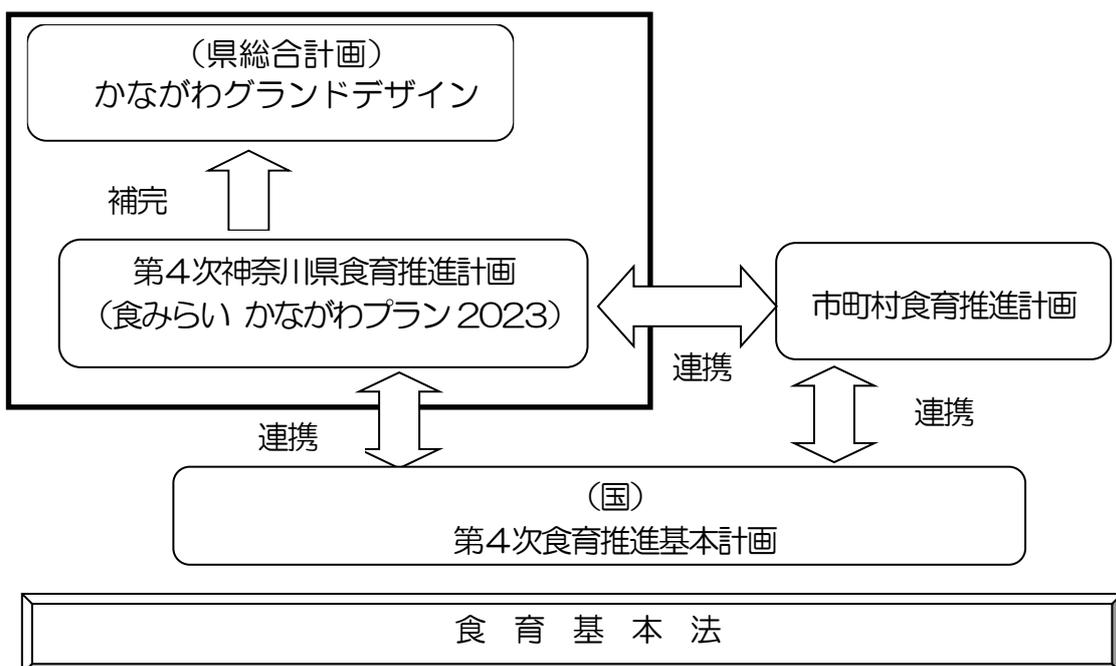
## 「未病」とは

- 私たちの健康状態をみると、「ここまでは健康、ここからは病気」と、明確に区分できるわけではなく、その間で連続的に変化しています。そうした状態を「未病」、さらに、より健康な状態に近づける取組を「未病の改善」と表現しています。
- 県では、「食」、「運動」、「社会参加」の3つの取組で、未病の改善に取り組んでいます。



## 2 計画の位置づけ

- (1) 食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として策定します。
- (2) 本県の総合計画である「かながわグランドデザイン第3期実施計画（令和元年7月）」を補完する個別計画として位置づけます。
- (3) 今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにする計画として策定します。
- (4) 市町村が食育推進計画を策定するにあたって、指針となる計画とします。
- (5) 県、市町村、関係団体・事業者等がそれぞれの役割と特性を活かしながら、さまざまなパートナーシップのもとで、県民とともに食育に取り組むための指針とします。
- (6) 県が策定した以下の計画等と整合を図った計画とします。
  - ・ かながわ男女共同参画推進プラン
  - ・ かながわ消費者施策推進指針
  - ・ かながわ子どもみらいプラン
  - ・ 神奈川県子どもの貧困対策推進計画
  - ・ かながわ子ども・若者支援指針
  - ・ 神奈川県循環型社会づくり計画
  - ・ 神奈川県食品ロス削減推進計画
  - ・ かながわ農業活性化指針
  - ・ かながわ水産業活性化指針
  - ・ 神奈川県保健医療計画
  - ・ かながわ健康プラン21
  - ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画
  - ・ かながわ高齢者保健福祉計画
  - ・ かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針
  - ・ かながわ教育ビジョン



### 3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。  
ただし、情勢の変化が生じた場合は、計画の期間内であっても見直すこととします。

### 4 計画の対象区域

対象区域は、県内全市町村とします。

#### SDGsについて

2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。

当第4次神奈川県食育推進計画においても、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

#### 「かながわ食育月間」、「みんなでいただきますの日」について

- 健全な食生活は、健康で心豊かな人間性の基礎をなすものです。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは難しいことを考えると、子どものうちに健全な食生活を身につけることは大変重要であり、子どもへの食育には、特に力を入れる必要があります。

家族構成やライフスタイルは多様化しており、家庭における食育は一律には推進できませんが、やはり家庭は子どもにとって、食育の基礎を形成する大切な場です。

まずは、家族が共に食卓を囲むことから始まる家庭での食育を進め、健全な食生活を学び身につけるための環境をつくる必要があります。



- また、単身世帯の割合が増加傾向にあり、食事を簡単にすませたり、多種類の副菜を食べないなど、栄養の偏りが問題となっています。友人や仲間との会食やご近所、地域コミュニティでの食事会など、共に食事をする「共食」の重要性も高まっています。
- そこで、本県では、家庭における食育を推進するため、毎月19日の「食育の日」及び第一日曜日の「ファミリー・コミュニケーションの日」を「みんなでいただきますの日」とし、また、子どもが夏休みに入り、食事や生活習慣が変わりがちな8月を「かながわ食育月間」と位置づけ、「みんなでごはんを食べることの大切さ」などを呼びかけています。